

令和7年4月

工事請負入札参加有資格者の方へ

大 阪 市

公共工事の前金払及びその使途拡大の取扱いの適用について

大阪市では、平成28年度より前払金の使途を拡大する特例措置を行ってきましたが、令和7年度より、これまで特例としていた発注工事の前払金の使途拡大を恒久化します。

【対象となる前払金】

適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金とします。

【使途拡大内容】

前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します。（これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25となります。）

【使途拡大の適用及び手続き】

- 1 令和7年5月1日以降に発注する工事より適用します。（当初契約から適用）
- 2 1以外で、請負契約締結日が平成28年4月1日以降の案件において使途拡大の取扱いが反映できていない工事について、本取扱いの適用を希望する場合は、次の手続きを行ってください。（変更契約により適用）
 - （1）請求方法
別紙の書面により請求してください。
 - （2）請求先
対象工事の契約担当

（本通知に関する問合せ先）

大阪市契約管財局契約部制度課契約制度グループ（06-6484-7062、7063）
大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ（06-6484-7424、7893）

※前払金の払出については、西日本建設業保証株式会社（06-6543-2711）へお問い合わせください。参考（<https://www.wjcs.net/maebarai/harai.php>）

令和 年 月 日

様

住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

公共工事の前金払及びその使途拡大の取扱いの適用について

令和 年 月 日付け契約締結した次の工事について、公共工事の前金払及びその使途拡大の取扱いの適用を請求します。

記

- 1 契約番号
- 2 工事名称
- 3 請負代金額

※公共工事の前金払及びその使途拡大の取扱い

1 対象となる前払金

対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成 28 年 4 月 1 日以降、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金とする。

2 前払金の使途拡大内容

前払金の使途について、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に拡大する。なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。

前払金の使用等に関する特約条項

(前払金の使用等の特約)

第1条 受注者は、前払金を第38条に規定するもののほか、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。